

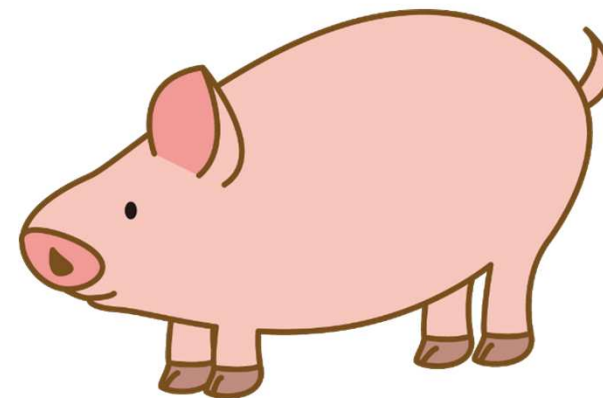
家畜伝染病予防法

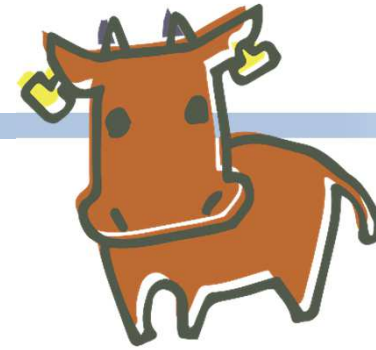
～法の仕組みと令和2年の改正について～

消費・安全局動物衛生課

令和6年11月7日

農林水産省



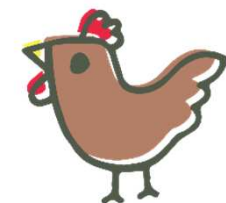
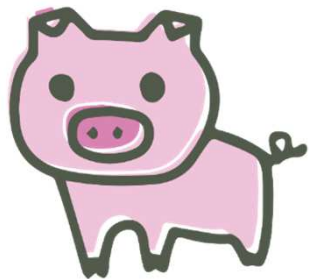


昭和26（1951）年に制定
→ 累次の改正

法律の目的

家畜伝染病予防法第1条

この法律は、**家畜の伝染性疾病**（寄生虫病を含む。以下同じ。）の**発生を予防**し、及び**まん延を防止**することにより、**畜産の振興**を図ることを目的とする。



実際の仕組み

- 法律（家畜伝染病予防法）
 - ・国会が定めるもの
- 政令（家畜伝染病予防法施行令）
 - ・内閣が定めるもの
- 省令（家畜伝染病施行規則）
 - ・大臣（省庁）が定めるもの
- その他（大臣公表（特定家畜伝染病防疫指針等）、告示、通知等）

上位法令に反する内容は、
下位法令に定めることはできない。



法律が定める事項は、政令や省令
によって改正することはできない。



憲 法	改正は国会が発議、国民が承認
法 律	議員又は内閣が提案、国会での可決により成立
政 令	閣議決定により内閣が制定
省 令	大臣が制定
告 示	大臣が発出
訓 令	大臣、長官等が発出 (部下の職員向け)
通 知	事務次官、長官、局長等が発出

総則：目的、定義、特定家畜伝染病防疫指針（第1章）

発生予防措置（第2章）

- 異常家畜の届出義務
- 発生状況の検査
- 予防的ワクチン接種
（注射、投薬）
- 飼養衛生管理基準の設定・遵守のための措置

まん延防止措置（第3章）

- 患畜等の届出義務
- と殺・焼埋却義務
- 発生農場の消毒義務
- 予防的殺処分
- 家畜等の移動制限
- 野生動物への経口ワクチン散布

輸出入検疫（第4章）

- 悪性伝染病発生地域からの輸入停止
- 輸入検査
- 輸出検査

その他：病原体の所持に関する措置（第5章）等

その他：雑則・罰則（第6、7章）等

家畜伝染病予防法 第1章 (第1条～第3条の2)

- **第1条** 目的
- **第2条** 「定義（家畜伝染病とは）」
 - ・ 家畜伝染病（28の病名とその対象となる動物）について、規定
 - ・ 患畜と疑似患畜について規定
- **第2条の2～4、第3条** 責務規定
 - ・ 国、地方自治体、家畜の所有者及び関連事業者等のそれぞれの責務を規定
- **第3条の2** 特定家畜伝染病防疫指針等

特定家畜伝染病防疫指針（口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等7疾病）

農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて策定。

（主な内容）

- ・ 特定家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置に関する基本的事項
- ・ 家畜が患畜又は、疑似患畜であるかを判定するために必要な検査に関する事項
- ・ 消毒・家畜等の移動制限やその他の特定家畜伝染病の発生予防・まん延防止に必要な事項

家畜伝染病予防法 第2章 (第4条～第12条の7)

●第4条、第4条の2 伝染性疾病、新疾病についての届出義務

- ・ **届出伝染病** (71種類)、新疾病に感染した疑いのある家畜を診断した獣医師は知事に届出

●第5条 発生状況のサーベイランス

- ・ 知事が家畜の所有者に対し家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずることができる

●第6条、第7条 **知事命令による注射・投薬・表示** (豚熱予防的ワクチン)

- ・ 知事が家畜の所有者に対し家畜防疫員による注射等を受けるべき旨を命ずることができる
- ・ 上記命令に当たっては、最短3日間、実施区域や方法等を公示しなければならない
- ・ 知事は上記注射等を受けた家畜に標識を付させることができる (豚熱はVの文字)

●第8条の2 畜舎等における消毒設備の設置義務

- ・ 家畜の所有者は衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置しなければならない

●第10条 感染野生動物により汚染されたおそれのある場所等の消毒

- ・ 知事は、野生動物が指定伝染性病に係っているときは、当該動物がいた場所又はその死体があった場所等を消毒させることができる。



家畜伝染病予防法 第2章 (第4条～第12条の7)

●第12条の3 飼養衛生管理基準の遵守義務

- ・ 家畜の所有者は、農林水産大臣が定める飼養衛生管理基準を遵守する義務

●第12条の3の2～第12条の3の4 飼養衛生管理指導等指針 & 計画

- ・ 飼養衛生管理者の選任 (衛生管理区域ごとの飼養衛生管理の責任者)
- ・ 飼養衛生管理指導等指針の作成 (国) 及び飼養衛生管理指導等計画の作成 (都道府県)

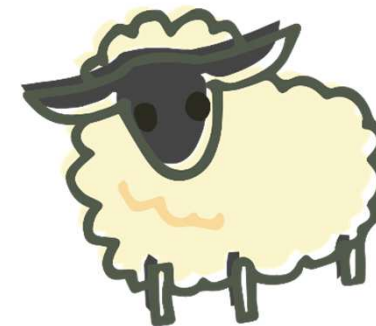
●第12条の4 衛生管理状況の定期報告義務

- ・ 家畜の所有者は、飼養頭数や衛生管理の状況を定期的に報告する義務

●第12条の5～第12条の7 衛生管理徹底の指導・助言、勧告、命令

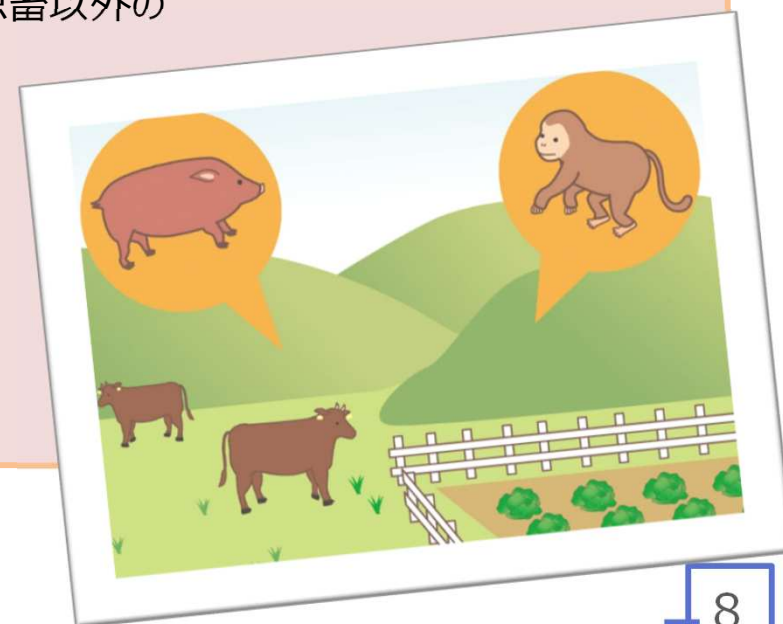
- ・ 知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準を遵守するよう指導・勧告する

飼養衛生管理の遵守徹底は基本中の基本だね



家畜伝染病予防法 第3章 第13条～第35条の2

- **第13条～第13条2項** 患畜等を発見した場合の届出義務
 - 患畜又は疑似患畜を発見した獣医は都道府県に届け出る義務あり（指定症状を呈する家畜を発見した場合は別途届け出る必要）
※詳細は政令で規定、違反した場合罰則あり
- **第17条1項** 患畜等の殺処分
 - 知事は、家畜伝染病のまん延防止のために、患畜の殺処分を命じることができる。
- **第17条の2** 患畜等以外の家畜の予防的殺処分（**口蹄疫&アフリカ豚熱**）
 - 口蹄疫とASFについては、急速かつ広範囲の拡大を防ぐため、知事が患畜以外の家畜も予防的に殺処分することを命じることができる。
- **第21条** 死体や汚染物品の消毒・焼埋却
 - 患畜の死体の所有者は、焼却又は埋却する義務あり
※埋却地についても所有者が確保する義務あり



家畜伝染病予防法 第3章 第13条～第35条の2

- **第25条** 患畜等の所在した畜舎等の消毒義務
・患畜、疑似患畜又は死体が存在していた畜舎の消毒義務
- **第31条 1項** 緊急ワクチン接種（注射、投薬）
・知事は家畜伝染病のまん延防止のため、家畜の検査、注射、薬浴又は投薬を行わせることができる。
- **第32条** 家畜等の移動制限
・知事は、家畜伝染病のまん延防止のために、家畜及び病原体を拡散する可能性のある物品の移動を禁止又は制限することができる。

ワクチンを打っても油断は禁物



家畜伝染病予防法 第4章 第36条～第46条の22

- **第36条** 悪性伝染病が発生している地域からの動物・畜産物等の輸入禁止
 - 農林水産大臣の許可を受けた場合を除き、監視伝染病の病原体や指定されたもの等は輸入禁止
- **第37条** 輸出国の発行した検査証明書の添付がない動物・畜産物等の輸入禁止
 - 指定検疫物については、輸出国の政府機関から検査証明書の発行をうけたもののみ輸入可
(例) 動物、動物の死体、骨、卵、毛皮、穀物の藁、飼料用の草
- **第40条 1項～4項** 動物・畜産物等の輸入検査
 - 指定検疫物を輸入する場合は家畜防疫官の検査を受ける必要
- **第40条 第5項** 入国者の携帯品の質問・検査・消毒
 - 外国から飛来した飛行機、船舶の乗客に指定検疫物、要検査物が含まれていないか必要な質問・検査を行うことができる
- **第45条** 動物・畜産物等の輸出検査
 - 輸入国が証明書の発行を求めている物を輸出する場合は検査を受ける必要

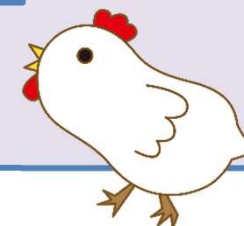
おみやげなどの肉製品の持ち込みには注意！



家畜伝染病予防法 第6章、7章 第47条～第62条の5

- **第50条 動物用生物学的製剤の使用の制限**
 - 農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤（口蹄疫、豚熱等のワクチン、ツベルクリンなど）は都道府県知事の許可を受けなければ使用してはならない
- **第58条 手当金**
 - と殺された家畜の評価額を所有者に支払う
- **第59条～第60条の1 国の費用負担**
 - 県の負担の一部を国が負担
- **第60条の2 指定家畜に係る補償金等**
 - 予防的殺処分の対象となった指定家畜の補償
- **第63条～72条 罰則規定**
 - (例) • 第40条第1項違反（輸入検査の際の不正）
 - 第13条第1項又は第13条の2第1項違反（疑似患畜・特定症状の届け出を出さなかった場合）

獣医や農家も罰則の対象となりえます。



改正の背景

- 平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認された豚熱（CSF）が、同病に感染した野生イノシシによって広域に病原体が拡散し、終息に至っていない。
- このため、野生動物の感染対策を強化するとともに、農場における飼養衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止を図る必要
- 加えて、一昨年以降、アジア地域においてアフリカ豚熱（ASF）の発生が急速に拡大し、我が国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物の輸出入検疫を強化し、同病を含む悪性伝染性疾病の侵入防止を徹底する必要。



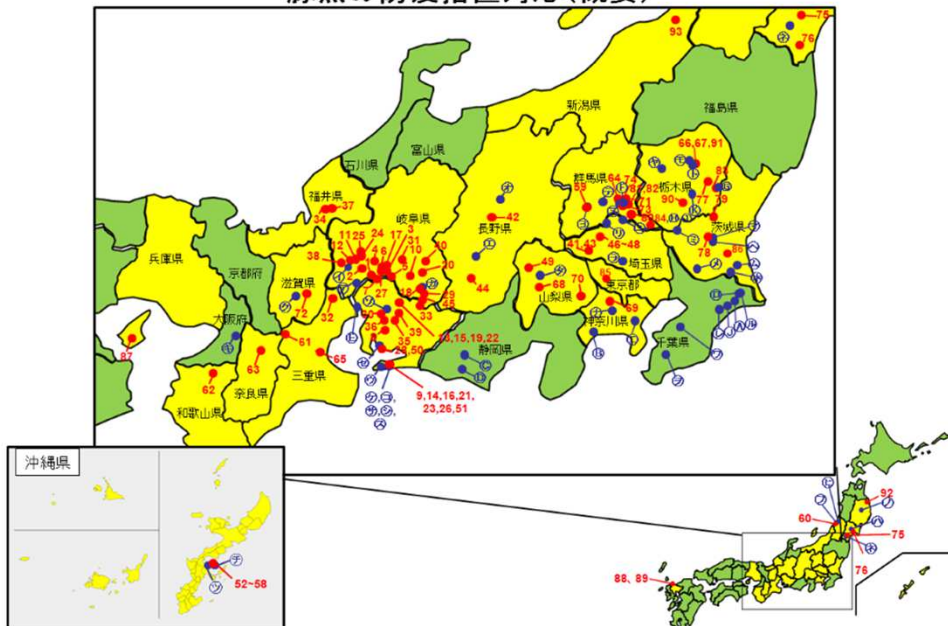
家畜伝染病予防法改正法が、令和2年3月25日に第201回国会にて可決

豚熱（CSF）

- CSFウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病。家畜伝染病に指定。
- 同病に感染した野生イノシシによって国内に病原体が拡散。
- ASFとは、全く別の病気。

豚熱の防疫措置対応(概要)

令和6年8月17日 06時00分現在

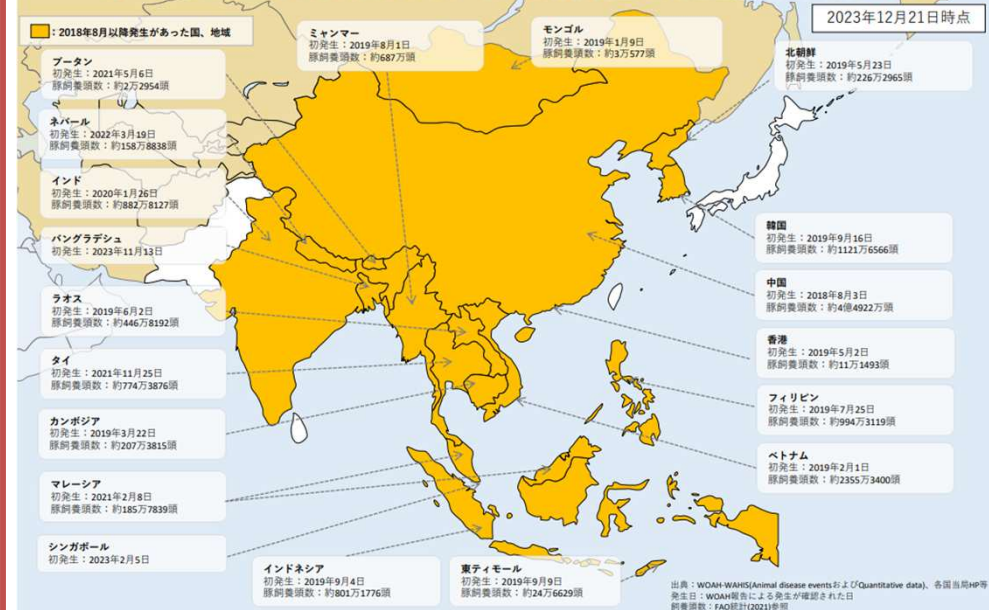


アフリカ豚熱（ASF）

- ASFウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病。家畜伝染病に指定。
- これまで**国内**において本病の発生は**確認されていない**。
- 近年アジアにおいて感染が拡大。国内への侵入予防が重要。

アジアにおけるアフリカ豚熱の発生報告状況

2023年12月21日時点



改正の概要

- 家畜の伝染性疾病の名称変更
- 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者それぞれの責務の明確化
- 飼養衛生管理基準の是正措置等の拡充
- 野生動物対策の法定化
- ASFを予防的殺処分の対象となる疾病に追加
- 家畜防疫官の権限強化、違反の罰則強化

家畜の伝染性疾病の名称変更

背景・趣旨

- 法定伝染病の名称が社会に与える影響が大きいこと（風評被害がおこる可能性）
- 国際的な伝染性疾病の名称の使用実態

法改正に伴う変更（一部抜粋）

- 豚コレラ ⇒ **豚熱**
- アフリカ豚コレラ ⇒ **アフリカ豚熱**
- 水胞性口内炎 ⇒ **水^{ほう}疱性口内炎**
- ニューカッスル病 ⇒ **ニューカッスル病**

国、地方自治体、家畜の所有者及び関連事業者それぞれの責務の明確化

背景・趣旨

- 現行の家畜伝染病予防法では、国や都道府県、市町村、家畜の所有者、関連事業者、**それぞれの責務が明確ではなかった。**

法改正に伴う強化

- 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の**責務規定**を総則にまとめて規定。
- 国及び地方公共団体の責務として、**協議会の開催**等により、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に関する施策の実施について**相互に連携**することを明文化。

飼養衛生管理指導等指針における運用

- 関係都道府県及び国は、農政局等の地域ブロックごとに**ブロック協議会**を組織し、都道府県は、管内の市町村と連携し、**都道府県協議会**を組織
 - ・ それぞれの協議会では、平時、緊急時問わず様々な情報共有を行う。

飼養衛生管理基準の是正措置等の拡充

背景・趣旨

- 農場における飼養衛生管理の徹底は、家畜伝染病の発生を予防する上で非常に重要。
- 一方、飼養衛生管理基準の遵守の指導等に係る対応が、都道府県ごとにバラつきがあった。

法改正に伴う強化

- 農場ごとの飼養衛生管理に係る責任者の設置義務づけ
- 飼養衛生管理指導等指針（国）、飼養衛生管理指導等計画（都道府県）の新設
- 都道府県知事が、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令できるような措置
- 飼養衛生管理に関する罰則強化（命令に従わない場合、罰金30万円→100万円）

飼養衛生管理基準の主な改正内容

- 飼養衛生管理マニュアルの作成
- 豚舎出入りの消毒、衣服の着替えの徹底
- 野生動物侵入防護柵、防鳥ネットの設置 等

野生動物対策の法定化

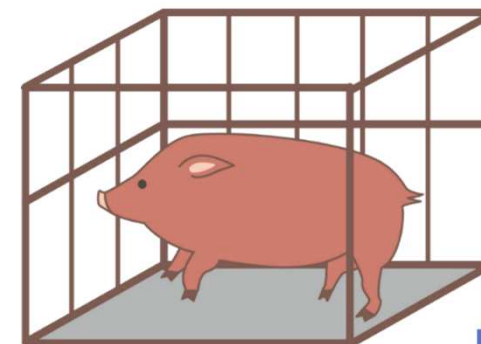
背景・趣旨

- 平成30年9月に我が国で26年ぶりに再発した、CSFについては、同病に感染した野生イノシシが、広域に病原体を拡散させており、野生動物対策の重要性が指摘されている。

法改正に伴う強化

- 野生動物における悪性伝染性疾病の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等を**法に位置付け**。→法律の規定に基づいた**予算措置**を講ずることが可能に。
- **野生動物で悪性伝染性疾病の感染が発見された場合にも**、発見された場所の消毒、通行制限、周辺農場等に対する家畜の移動制限、などの**病原体拡散防止措置が実施できる**

現在、経口ワクチンの散布
や、捕獲強化を実施中。



予防的殺処分の対象疾病にASFを追加

背景・趣旨

- アジア地域において、**A S Fの発生が急速に拡大**し、同病の我が国への侵入脅威が一段と高まっており、万が一、我が国に侵入した際の発生予防措置を強化する必要。

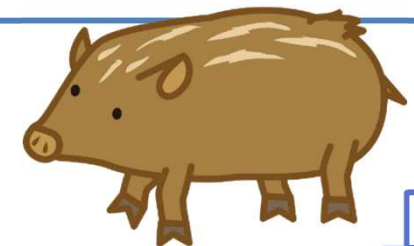
法改正に伴う強化

- 予防的殺処分（※）の**対象疾病にA S Fを追加**（従前は口蹄疫のみ）。
 - 野生動物でA S Fの感染が発見された場合にも、予防的殺処分が実施できるよう措置。
- ※ A S Fが発生した場合に、周辺農場の豚について、感染が確認されていない豚も含め強制的に殺処分。

特定家畜伝染病防疫指針における詳細な取り決め

- 予防的殺処分の範囲については、野生イノシシの生息状況や、周辺農場数などの環境要因等を考慮して、**原則として**、発生農場又は陽性となった野生イノシシを確保した地点を中心とした**半径500mから3 km以内**の区域の中で決定。

非常に危険な疾病のみ予防的殺処分が可能



水際対策の強化

背景・趣旨

- アジアにおいてA S Fの発生が拡大。
- 訪日外国人の増加に伴い、違法な畜産物等が持ち込まれるリスクも増加。

※携帯品による輸入禁止品等の件数：H30:93,897件、R5:152,329件（速報値）

法改正に伴う強化

- 出入国者の携帯品中の畜産物の有無を、**家畜防疫官が質問・検査**できるよう措置。
- 輸出入検疫の結果、発見された違反畜産物について、**家畜防疫官が廃棄**できるよう措置。
- 輸出入検疫に関する**罰則を強化**。
(輸入検査を受けない場合の罰金100万円→300万円（個人）、5000万円（法人）)



ご静聴いただきありがとうございました。